

## 長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について

### 1 技術指針及び技術指針マニュアルの改正の必要性

- (1) 長野県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）の改正に伴い新たな仕組みが導入されたことから、技術指針及び技術指針マニュアルについても改正を行い、必要な技術的事項を定める必要がある。
- (2) 条例改正に伴い条例対象事業が拡大されたこと、社会状況の変化等に適切に対応することなどから、環境影響評価等の対象とする環境要素の種類の見直しを行う必要がある。

### 2 主な検討内容

#### (1) 条例改正に伴う検討

##### ①計画段階配慮書の作成（23 都道府県※<sup>1</sup>・13 政令市で導入）※<sup>1</sup> 徳島県は技術指針未改正

##### ア 複数案の設定

項目	備考
・ 複数案における優先事項【位置・規模】	19 道府県、6 市
・ ゼロ・オプション※ <sup>2</sup> の規定	20 道府県、9 市
・ 複数案及びゼロオプションを設定しない場合の理由の明記	20 都道府県、11 市

##### ※<sup>2</sup> ゼロ・オプション

事業目的が達成可能で環境影響評価法又は条例の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案のひとつ

##### イ 計画段階配慮事項及び調査、予測及び評価

項目	備考
・ 配慮事項の選定理由の明記	21 都道府県、11 市
・ 配慮手続の対象とする時期【工事中・供用時】	17 道府県、5 市
・ 調査等の手法の選定理由の明記	17 道府県、5 市
・ 予測の不確実性の程度等の整理	18 道府県、5 市
・ ティアリング※ <sup>3</sup> に関する規定	16 都道府県、9 市

##### ※<sup>3</sup> ティアリング

方法書等の環境影響評価手続を効率的かつ合理的に行うため、配慮書手続の結果や意見等を活用・反映すること。

##### ②事後調査計画書の作成（9 都道府県・11 政令市で導入）

#### (2) 環境要素の種類の見直し

項目	備考	
その他の環境要素	・ 電波障害	18 都道府県、15 市
	・ 日照阻害	41 都道府県、18 市
	・ 光害	6 県、2 市

#### (3) その他

「保全対策」を「環境保全措置」に修正

### 3 技術指針及び技術指針マニュアルの改正スケジュール

- 技術委員会の意見を伺いながら、平成 27 年中を目途に改正を行う。
- 第 2 回（10/22（木））以降の技術委員会において審議を行う。